

男女共同参画センター指定管理者選定委員会設置要領

(設置)

第1 県民文化部が所管する男女共同参画センターの指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定を行うため、男女共同参画センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、県民文化部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者を充てる。

(1) センター利用の代表者

(2) 岡谷市企画課長

(3) 学識経験者

(4) 男女共同参画センター所長

4 委員長及び委員は、当該施設の指定管理者に応募した法人その他の団体（以下「法人等」という）の役員である場合には、当該施設の候補者の審査に加わることができない。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査事項)

第3 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 指定管理者の指定の期間、指定管理者の選定基準及びその細目並びに候補者となるための要件

(2) 候補者の選定

(3) その他候補者選定に関する事項

(審査方法)

第4 委員会の審査は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める調書により行うものとする。

(1) 第3第1号に掲げる事項の審査

指定管理者候補者募集等要件調書（様式1）により行う。

(2) 第3第2号に掲げる事項の審査

指定管理者候補者選定調書（様式2）に基づき、申請書類の審査、ヒアリング及びプレゼンテーション等候補者の選定に当たり適切な方法により行う。

(会議等)

第5 委員会は、施設を所管する課長からの審査の要請により、必要に応じて委員長が招集する。

2 施設を所管する課長は、前項の要請をする際に、当該要請に係る第4各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める調書を提出するものとする。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

4 審査すべき事項について、委員会に付すいとまがない場合その他特別の理由がある場合には、持ち回り審議をもって委員会の審査に代えることができる。この場合においては、委員長及び過半数の委員の同意を得るものとする。

(候補者の選定)

第6 委員会は、応募した法人等の中から、条例で定める選定基準及び第4の審査基準に照らして、最も適切な管理を行うことができると認められる者を候補者として選定する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、人権・男女共同参画課において行う。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年7月4日から施行する。

(一部改正 平成23年7月15日)

(一部改正 平成28年6月26日)

男女共同参画センター指定管理者選定委員会委員名簿

区分	氏 名	役 職 等	備 考
委員長	青木 弘	県民文化部長	
委 員	中村 雅代	長野県男女共同参画推進県民会議会長	
	岡本 典幸	岡谷市企画課長	
	相澤 久子	公認会計士	
	白鳥こずえ	長野県男女共同参画センター所長	

(様式1)

指定管理者候補者募集等要件調書

県民文化部人権・男女共同参画課

- 1 対象施設の名称

- 2 指定管理者に行わせる業務の範囲

- 3 公募の有無（公募しない場合はその理由）

- 4 指定期間

- 5 指定管理者の候補者となるための資格

- 6 指定管理者審査基準

- 7 募集要項及び仕様書

男女共同参画センター指定管理者選定委員会

職名又は氏名	委員長				
印					

(様式2)

指定管理者候補者選定調書

県民文化部人権・男女共同参画課

1 対象施設の名称

2 指定管理者に行わせる業務の範囲

3 公募の有無（公募しない場合はその理由）

4 指定期間

平成 年 月 日～ 年 月 日（ 年間）

5 申請者及び候補者

申請者の名称	代 表 者	主たる事務所の所在地	指定管理者候補者	備 考

※審査の結果、総合点数の最上位者で候補者として適当と認められる場合、当該申請者の指定管理者候補者欄に「候補者」と記載すること。

※審査の結果、指定管理者候補者として適当な者がなかった場合は、備考欄に「該当者なし」と記載すること。

6 審査状況

指定管理者候補者審査基準（別紙1）

指定管理者候補者審査表（別紙2）

男女共同参画センター指定管理者選定委員会

職名又は氏名	委員長					
印						